

おかやま災害たすけあいネット 規約

第一章 総則

(名 称)

第1条 本会の名称は、「おかやま災害たすけあいネット」とする。

(事務所)

第2条 本会は特定の事務所を持たず、事務局を岡山県岡山市北区南方二丁目13-1きらめきプラザ2階(ゆうあいセンター)に置く。

(目 的)

第3条 本会は、市民、NPO、企業、行政等との交流と相互研鑽を通じて「東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に関わる被災者・避難者に対する支援」と「共助による災害支援体制の整備」を実現し、支え合いの精神と社会基盤を後世につないでいくことを目的とする。

(活 動)

第4条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 災害支援における情報基盤の整備
- (2) 災害支援における協働及び交流の促進
- (3) 災害支援活動における情報及び技術の蓄積と継承
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第二章 構成

(会 員)

第5条 本会に会員を置く。この会の会員は次の3種とする。

- (1) 非営利団体会員
- (2) 団体会員
- (3) 個人会員

(入 会)

第6条 この会に入会しようとするものは事務局が別に定める書類を提出しなければならない。入会に要する書類は主に会員、事務局の情報交換と会員の社会的な信頼性を高めることを目的として、必要に応じて一般への公開に供するものとする。

(役 員)

第7条 本会に次の役職を置く。

- (1) 世話人 3名以上
- (2) 事務局 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター管理運営共同体

2 世話人は、会員の中より世話人会において選出する。

3 世話人の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

4 世話人は、辞任または、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(世話人の任務)

第8条 世話人は本会を代表し、会務を総理する。

(事務局の任務)

第9条 事務局は岡山県ボランティア・NPO活動支援センターの指定管理業務の範囲内で会の運営上発生する実務を担う。

(会議)

第10条 本会の会議は世話人会のみとし、世話人及び事務局が召集し、召集した世話人が議長となる。

2 世話人会は年1回以上開催する。ただし、必要が生じたときは世話人の召集により臨時世話人会を開催する。

3 世話人会における議決は出席世話人の多数決によるものとする。多数決は一つの議案につき二度行うものとし、一度目の多数決にて少数派となった世話人の意見を聴取したのち、二度目の多数決の結果により議決する。賛否同数の場合は、賛否の数が異なるまで協議と多数決を繰り返すこととする。

(議決事項)

第11条 世話人会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 事業報告
- (3) 世話人の選任
- (4) 規約の改廃
- (5) 会の解散

第三章 会計など

(会計・経費)

第12条 本会は会計及び経費を持たない。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は世話人会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この会の発足日を平成25年5月2日とする。
- 2 この規約は、平成25年5月2日より施行する。
- 3 この会の発足時の世話人は以下のとおりとする。

逢澤 直子(おいでんせえ岡山)

大塚 愛(子ども未来・愛ネットワーク)

坂ノ上 博史(どねーしょん倉敷)

佐伯 隆快(こころをつなぐ虹プロジェクト)

高岡 敦史(岡山大学)

服部 育代(311受入全国協議会)

久永 彰(市民活動センターみんなでしようえい)

平尾 博美(よりはぐプロジェクト)

宮本 龍門(RNN、こころをつなぐ虹プロジェクト)

森光 康恵(笠岡市市民活動支援センター この指とまれネットワーク委員会)

柳川 務